

令和3年度の感染防止について（令和2年度を踏まえて）[保存版]

日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力いただいていることに感謝申し上げます。

感染力の強い、変異株の新型コロナウイルス感染が世界で広がりをみせていることも、教育活動に実施にあたり、大変心配しております。いずれにしましても、今年度も感染防止の対策をとりながら、教育活動を進めていきます。

感染防止に関しては、学校といたしましては、昨年度取らせていただいた、感染防止に関する対応を再度確認して、児童生徒の健康を最優先して、この難局を乗り越えて参りたいと考えています。引き続き、保護者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 学校教育活動の進め方について

① 基本的な感染症対策

○「換気の悪い密閉空間」「人の密集」「近距離での会話や発声」の3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避けるよう配慮します。

○基本的な感染症対策を徹底した上で、学校教育活動を実施し学校において児童生徒が学ぶことができる環境をつくっていきます。また、そのことにより、全ての児童生徒が教育を受けることができるようにしていきます。

○基本的な感染症対策に関しては、以下の点を徹底します。

- ・家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認を徹底します。その際、同居の家族にも自身の検温や体調確認をしてもらい、何か変わったことがあれば学校にも伝えてもらいます。
- ・学校での登校時、食事の前後、外から教室に入る時、トイレの後といった機会でのこまめな手洗いを徹底します。
- ・多くの児童生徒の触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒するとともに、触れる前後で手洗いを徹底します。
- ・教室やトイレなど、児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃します。
- ・児童生徒や教職員は常時マスクを着用します。登下校の際も、授業中も体育の時間以外は常時着用を義務付けます。

○教室における3つの密を避けるようにします。

- ・換気は、休み時間ごとに2方向の窓を同時に開けて行います。授業中も1つ以上の窓を開けます。（気温の関係でどうしても常時開けられないときは一定の時間ごとに、換気をするなど工夫します。）
- ・座席の配置を工夫し、身体的距離を確保します。当分の間、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね1～2m）、対面とならないような形とします。

○児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、これらの感染症対策について、発達段階に応じた指導を行っていきます。

② 各教科等の指導における感染症対策

○各教科等に関する指導については、以下に示す活動を含め、感染拡大防止の観点からリスクの高い活動を行わないなどの感染拡大防止対策をとっていきます。

- ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ・家庭科における調理などの実習
- ・体育科・保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習（文部科学省からの通達が昨年度ありました。）

③ 入学式・始業式

○入学式、始業式は、2021年度は次のような感染拡大防止対策を講じた上で実施しました。

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底します。
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの奨励、アルコール消毒液の設置を行いました。
- ・こまめな換気を行いました。
- ・参加人数を抑えました。
- ・会場（体育館）の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースをできる限り確保しました。
- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮しました。

④ 運動会

○現時点では、1学期（7月）に実施する方向で計画しています。3つの条件（3密）が重なることのないよう、次の点に配慮し、内容や方法を工夫して実施できないか検討しています。

- ・午前中で終了するよう時間短縮をし、飛沫を伴う昼食をとらずに下校するように考えています。
- ・児童生徒が密集する運動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、実施を見合わせます。
- ・開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者の参観、一度に多人数が集まって人が密集しないようにします。

⑤ 修学旅行

○現時点では、小学部、中学部とも1学期実施としています。5月連休後の感染の拡大が大いに懸念されています。実施にあたっては目的地や宿泊先、交通機関等の状況を把握し、十分な感染防止策が講じられていることを確認した上で実施することとしています。また、校内での感染対策や家庭での感染対策をお願いして、実施することになります。

昨年度のようにロシア当局の、規制がかかった場合には延期もやむをえない選択となります。

2 感染者が確認された場合の対応

(1) 児童生徒及び教職員の感染が確認された場合

○検査の結果、感染が判明した場合には、医療機関から本人（保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関からモスクワ市衛生管理部局にも届け出がなされることとなります。

○校長は、本人（保護者）から感染が判明した旨の連絡があった場合、直ちに所定の措置をとり、学校運営委員会（運営委員長）、大使館及び文部科学省に報告し情報を共有します。

※校長は、児童生徒等に感染が確認された場合の初期対応として次の措置をとります。

- ・教職員間での情報共有と体制整備
- ・当該児童生徒等の健康状態の確認と次項に記す濃厚接触者の特定調査
- ・他の児童生徒の健康状態等の確認
- ・校舎内の消毒手配
- ・オンライン授業の準備
- ・その他

(濃厚接触者の特定)

○校長は、児童生徒及び教職員の感染が確認された場合、校内での濃厚接触者の調査を行います。当該者と保護者に濃厚接触があったことを連絡し、健康状態の確認と検温を徹底します。また、異常が見られた場合には医療機関を受診してもらいます。

※濃厚接触者とは、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、あるいは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。必要な感染予防策をせずに手で触れること、また対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。（厚生労働省）

※学校は、上記の定義に照らし合わせて、感染が確認された児童生徒及び教職員の行動履歴等の調査を行います。また、教室に限らずスクールバスにも同等のリスクがあることから、スクールバス内での様子の聞き取り調査も合わせて行い、校内における「濃厚接触の疑いがある者」を特定します。

※濃厚接触者の調査に基づき、濃厚接触の疑いがあり感染の可能性のある児童生徒及び教職員のPCR検査実施を保護者・本人に依頼します。なお、PCR検査を依頼する学年及び範囲は状況を総合的に判断して決定しますが、文部科学省の指導や本校の実情等を考え合わせ、凡そ次の児童生徒をPCR検査の対象とします。

- ・感染が確認された児童生徒が在籍する学年の児童生徒
- ・感染が確認された児童生徒が利用しているスクールバスに乗車している児童生徒

○校長は、児童生徒及び教職員の感染が確認された場合、校内での濃厚接触者の調査を行います。当該者と保護者に濃厚接触があったことを連絡し、健康状態の確認と検温を徹底します。また、異常が見られた場合には医療機関を受診してもらいます。

(出席停止)

○校長は、当該児童生徒等に対して、治癒（PCR検査が陰性化し、所定期間自宅隔離した上で他人への感染力が無くなった状態）するまでの間、出席停止の措置を取ります。

※医療機関もしくは市の衛生管理部局等の指示に従って療養することになります。医師が登校可能と診断するか、又は症状の出た日から14日間の自宅待機の後、PCR検査で陰性が確認されれば登校可能となります。

(学校の臨時休業)

○学校運営委員長は、大使館と協議し、濃厚接触者が特定されるまでの間、学校の全部または一部の臨時休業措置をとります。

○感染の広がりや認められる場合、もしくはその恐れがある場合、学校運営委員長は、大使館と協議し、必要に応じて学校の全部または一部の臨時休業措置をとります。

※児童生徒等や教職員の感染が確認された時点で直ちに臨時休業を行うのではなく、設置者（学校運営委員長）において、学校からの情報を踏まえて大使館と協議の上、臨時休業の可否について判断します。臨時休業措置をとるに当たり、次のことを考慮して判断します。

ア 濃厚接触者の有無

・感染が確認された児童生徒等の他に濃厚接触者が特定できない場合は、当該児童生徒等本人のみの出席（出勤）停止で、学校の臨時休業はしない。

イ 濃厚接触者特定の期間

・濃厚接触者を特定するために一定の期間が必要な場合は、その期間（概ね3日間程度）、臨時休業措置をとる。

ウ 臨時休業期間

・濃厚接触の疑いがある者のPCR検査の結果、複数の児童生徒に陽性が確認された場合、学校内に広く感染が広がっていることが想定できるため、必要な範囲（概ね7日間）で臨時休業措置をとる。

エ 臨時休業の延長

・臨時休業期間中に、さらに感染の広がりが認められた場合には、臨時休業措置を延長することもあり得る。

○学校運営委員長は、大使館と協議し、モスクワ市衛生管理当局が指示する期間、全校臨時休業措置を取ります。

(2) 児童生徒の同居家族が感染した場合、家族や日本人学校以外での感染者の濃厚接触者に特定された場合

○校長は、児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合、直ちに所定の措置を取り、学校運営委員会（運営委員長）、大使館及び文部科学省に報告し情報を共有します。

○当該児童生徒等に対し、出席停止の措置を取ります。この場合において、出席停止の措置を取る場合の出席停止の期間の基準は、モスクワ市衛生管理当局が定める基準によります。**(感染者と最後に濃厚接触した日から換算して2週間としています。家庭内の場合、陽性者との接触を避ける生活を行った場合、陽性者が隔離期間を終える段階で濃厚接触者も医師の判断を受けるか、PCR検査陰性なら登校可能といたします。)**

○他の家庭とも連携を図り、児童生徒の朝の健康状態の確認と検温を徹底します。また、発熱や咳等の風邪の症状が見られるときは自宅で休養させるよう徹底します。

3 スクールバスの運行について

○運行に際して、「換気の悪い密閉空間」「人の密集」「近距離での会話や発声」3つの条件が同時に重ならないようにすることはもちろんのこと、一つ一つの条件が発生しないよう確実に以下のことを実施します。

- ・毎朝、乗車前に検温し、発熱が認められる児童生徒は乗車を見合わせます。（各家庭）
- ・毎朝、ドライバーと添乗員の健康観察（検温等）を行います。（TLS社）
- ・児童生徒の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行います。（ドライバー・添乗員）
- ・ドアやシートを消毒します。（ドライバー・添乗員）
- ・可能な限り座席を離して座らせます。また、会話を控えることやマスクの着用について指導します。

(学校・コーディネーター)

- ・スクールバス内では手袋を着用させます。また、手袋着用の意味と扱い方を指導します。(学校)
- ・手洗いや咳エチケットを徹底します。(学校)

資料 保護者の皆様へ (ご協力をお願いします)

- 毎朝の検温をお願いします。平熱より高い場合は、自宅で休養させてください。児童生徒及び家族に発熱等の風邪の症状がある場合は、用心のための登校を見合わせてください。いずれの場合でも、新型コロナウイルス感染症対応として、「欠席」とせず「出席停止」とします。
- スクールバスに乗り降りする際は手袋着用を義務付けますのでご準備ください。手袋着用の意味と扱い方については学校でも指導しますが、ご家庭でもご確認ください。
- 登下校や校内においてマスクの着用を義務付けますのでご準備ください。手に入りにくい状況がありますので、手作りマスクの作製もご検討ください。
- 定められた時間に登校し、手洗いをして教室で待つように指導します。さらに活動の合間ごとに手洗い励行を指導します。ハンカチを必ず持たせてください。
- 換気のために窓を開けて授業を行います。服装にご配慮ください。

(注) ロシア政府は、労働許可を受けた外国人労働者(HQSを含む)とその家族に対してのみ、ロシア入国後14日間の自己隔離を求めています。これは、夏休みや春休み等で日本に一時帰国した場合も同様の扱いになります。この場合は、「欠席」とせず「出席停止」とします。